

旅券発給業務委託契約書（案）

貝塚市（以下「甲」という。）と株式会社○○○（以下「乙」という。）とは、貝塚市旅券発給業務の委託について、次のとおり契約を締結する。

（委託業務）

第1条 甲は、貝塚市旅券発給業務（以下「委託業務」という。）の処理を乙に委託し、乙は、これを受け託する。

（処理の方法）

第2条 乙は、別添の旅券発給業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）により委託業務を処理しなければならない。

2 乙は、前項の仕様書に定めのない細部の事項については、甲の指示を受けなければならない。

（委託期間）

第3条 委託期間は、令和8年4月1日から令和10年3月31日までとする。

（委託料）

第4条 甲は、委託業務に対する委託料として金○○○円（消費税及び地方消費税を含む。）を乙に支払う。

（契約の保証）

第5条 乙は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならぬ。ただし、第2号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を甲に寄託しなければならない。

（1） 契約保証金の納付。

（2） この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結。

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、金○○○円以上とする。

3 第1項の規定により、乙が同項第2号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

4 契約保証金には、利子は付さないものとする。

5 契約保証金は契約期間終了後、書面による乙の請求により、これを還付する。

※貝塚市契約規則（平成19年貝塚市規則第9号）第24条第2号の規定により免除することができる。

(施設等の供与)

第6条 甲は、乙が委託業務を処理するに当たって必要と認める範囲の施設及び備品を乙に供与する。ただし、乙が委託業務を実施するに当たって使用する消耗品等は、仕様書に特別に定めがない限り、乙が負担するものとする。

2 乙は、前項の施設等を委託業務の遂行のためにのみ使用するものとし、それ以外の目的のために使用してはならない。

3 甲は、乙が委託業務を処理するについて直接必要とする電力及び用水があるときは、乙に提供する。

(調査・報告等)

第7条 甲は、この委託業務の処理状況について、隨時に調査し、必要な報告を求め、委託業務の実施について必要な指示をすることができる。

(委託業務状況の報告)

第8条 乙は、委託業務の事前研修及び毎月の委託業務が完了したときは、翌月の10日までに、業務報告書を甲に提出しなければならない。

(検査)

第9条 甲は、前条の業務報告書を受理したときは、その日から起算して10日以内に検査を完了し、当該検査の結果を乙に通知しなければならない。

2 乙は、前項の検査に合格しないときは、甲の指示に従い、直ちに必要な修正を行うものとし、当該修正が完了したときは、その旨を甲に通知しなければならない。この場合においては、修正の完了の通知を業務報告書の提出とみなして前項の規定を適用する。

(委託料の支払)

第10条 乙は、前条の検査に合格したときは、適法な手続きに従って、毎月甲に対して委託料の支払いを請求することができる。

2 甲は、乙より請求があったときは、その日から30日以内に、次に掲げる委託料を支払うも

のとする。

月額 金〇〇〇円(税込)×12ヶ月・・・令和8年4月分から令和10年3月分まで

(委託業務の責任者及び従事者)

- 第11条 乙は、委託業務の管理を行う責任者（以下「責任者」という。）を定め、その氏名その他必要な事項を甲に書面で報告しなければならない。責任者を変更したときも、同様とする。
- 2 乙は、委託業務に従事する者（以下「従事者」という。）の氏名を甲に書面にて報告しなければならない。従事者を変更したときも、同様とする。
- 3 甲は、責任者及び従事者が服務上著しく不適当であると認められるときは、乙に対し、代替の従業員を求めることができる。

(教育・研修)

- 第12条 乙は、委託業務を円滑かつ効率的に遂行するため、責任者及び従事者に対して、委託業務期間において必要な教育訓練を実施するものとする。

(人権啓発研修)

- 第13条 乙は、責任者及び従事者が基本的人権について正しい認識をもって業務を遂行できるよう、人権啓発に係る研修を委託業務期間において行うものとする。

(資料の提出等)

- 第14条 乙は、甲に対し、委託業務の処理に必要な資料の提出を求めることができる。
- 2 乙は、前項に規定する資料については、委託業務の処理後に甲に返還しなければならない。

(履行遅滞)

- 第15条 乙は、この契約の業務開始日において、委託業務を開始することができないことが明らかになったときは、甲に対して遅滞なく、その理由を付して報告しなければならない。
- 2 前項の場合において、乙の責めに帰する事由により委託業務を開始することができないと認めるときは、乙は、その遅滞日数に応じた金額に、当該契約締結日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規程に基づき定められた率を乗じて計算した額を遅滞料として甲に支払わなければならない。

(不履行責任)

第16条 乙は、委託業務について、契約条項又は仕様書に定められたとおり履行できないことが明らかになったときは、遅滞なく甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項の場合において甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(損害賠償)

第17条 この契約の履行に当たり、乙に生じた損害又は乙が第三者に及ぼした損害はすべて乙が負担する。ただし、甲の責めに帰すべき理由による場合は、この限りでない。

(秘密の保持等)

第18条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は契約解除された後においても、同様とする。

2 前項の規定は、責任者及び従事者にも適用するものとする。

3 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、貝塚市個人情報の保護及び情報公開に関する条例を遵守しなければならない。

4 乙は、委託業務の開始前に機密保持に関する誓約書を甲に提出しなければならない。

5 乙は、委託業務の処理上知り得た情報を複写及び複製をしてはならない。

(法令上の責任等)

第19条 乙は、責任者及び従事者の使用者として、労働基準法、労働者災害補償保険法、職業安定法、最低賃金法、労働安全衛生法その他関係法令を遵守するとともに、これら法令上的一切の責任を負い、かつ、責任をもって労務管理を行うものとする。

2 乙は、委託業務開始後、速やかに市長あてに労働関係法令の遵守に関する報告書（以下「報告書」という。）により当該契約に関して労働関係法令の遵守について報告しなければならない。

3 市長は、報告書の内容が労働関係法令遵守していないとの報告であった場合は、乙に対し適正な労働環境の確保を資するための改善と労働関係法令の遵守に関する改善報告書の提出を求める。

4 乙は、事業主として、委託業務遂行に伴い発生した財産上、法令上のすべての問題について責任を負うものとする。

(事故発生時の報告)

第20条 乙は、委託業務の処理に関し、事故その他契約の履行を行い難い事由が生じたときは、

直ちに甲に報告し、その指示に従うものとする。

(再委託の禁止)

第21条 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、甲の承認を受けたものについては、この限りではない。

(権利義務譲渡の禁止)

第22条 乙は、この契約によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(契約終了時の引継ぎ)

第23条 乙は、この契約の終了にあたって、引き続き、委託業務を受託しない場合は、甲が継続して支障なく遂行できるよう円滑に委託業務の引継ぎを行わなければならない。

- 2 前項の引継ぎに際し、甲から資料等の請求があったときは、乙が不利益となると甲が認める場合を除き、乙は、これに応じなければならない。
- 3 乙は、甲が乙の責めに帰すべき事由により引継ぎが完了していないと認める場合は、この契約の履行期間終了後であっても、無償で委託業務の引継ぎを行わなければならない。

(紛争の処理)

第24条 乙は、この契約に関し、第三者との間に甲の責めに帰さない紛争が生じたときは、乙の責任においてその一切の処理をするものとする。

(甲の解除権)

第25条 甲は、次の各号のいずれかに該当したときは、何らの催告を要しないで、この契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由がなく所定の期日までに委託業務の処理に着手しないとき。
- (2) 委託業務の処理が著しく不適当であるとき。
- (3) 第7条の規定による指示に従わないとき。
- (4) 正当な理由なく第19条第2項に規定する報告書の求めに応じないとき又は報告書の内容に虚偽の記載があったとき。
- (5) 正当な理由なく第19条第3項に規定する改善報告書の求めに応じないとき又は改善報告書の内容に虚偽の記載があったとき。

(6) 乙が次のいずれかに該当するとき。

- ア 役員等（乙の役員又はその支店若しくは営業所を（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）を代表するものをいう。）又は経営に事実上参加している者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ウ 役員等又は経営に事実上参加している者が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等したと認められるとき。
- エ 役員等又は経営に事実上参加している者が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与していると認められるとき。
- オ 役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(7) 乙が次のいずれかに該当するとき。

- ア 乙が、破産手続開始の決定を受け又は無能力者となり若しくは居所不明となったとき
- イ 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

(8) 前各号に掲げるもののほか、この契約条項に違反したとき。

(9) 第27条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

2 前項の規定により、甲がこの契約を解除した場合において、乙に生じた損害があっても、甲は一切その補償の責めを負わない。甲に損害を与えたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。

3 乙は、第1項の規定によりこの契約が解除されたときは、違約金として契約金額の100分の3に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、第5条に掲げる契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

4 前項の規定による違約金の支払いは、別に損害賠償の請求を妨げるものではない。

5 次のいずれかに該当する者がこの契約を解除した場合は、第1項第7号に該当する場合とみなす。

- ア 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

イ 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

ウ 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

（独占禁止）

第26条 乙は、この契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、契約金額の100分の3に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。納入後も同様とする。

(1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(2) 乙（法人にあっては、その役員又は使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第89条第1項に規定する刑が確定したとき。

2 乙が前項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、当該契約締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（乙の解除権）

第27条 乙は、甲が契約に違反し、その違反により契約を履行することが不可能となったときは、書面をもって甲に通告することによって、契約を解除することができる。

2 乙は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

（定めのない事項の処理）

第28条 この契約に定めるもののほか、必要な事項については、甲乙協議のうえ決定する。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 貝塚市畠中一丁目17番1号

貝塚市

代表者 貝塚市長 酒井 了

乙 ○○○

株式会社 ○○○

代表取締役 ○○○